

◇ 巻頭言

農地中間管理機構（静岡県農業振興公社）は、昨年、県内の担い手組織 7 団体（農業経営士協会、青年農業士会、認定農業者協会、農業青年クラブ、農業法人協会、農業参入法人研究会、稲作研究会）と、農地中間管理事業を活用して農地の集積、集約化を推進する連携協定を締結しました。

連携協定は、農業経営の規模拡大や農用地の集団化、新規参入等を促進し、農地の利用の効率化や高度化を図り、農業の生産性の向上と地域農業の発展に寄与することを目的に、農地集約・集積化に関する情報提供や意見交換、借り受けた農地の利用、地域の農業者への本事業の理解促進などに連携して取り組むものです。

担い手への集積は進んでいますが、県内の担い手への農地の集積率は約 4 割、まだまだ集積、規模拡大の余地は大きいと考えます。経営安定のためには、規模拡大が必要です。農地が集約されれば、作業効率も上がり、コスト削減にもつながります。

今回、本県農業を牽引する農業者の皆さんの協力をいただけることになりましたので、今年も農地中間管理事業による担い手への農地の集積、集約化を一層進めていきます。（理事長 大谷徳生）



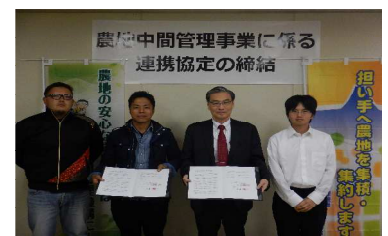
静岡県農業経営士協会



静岡県青年農業士会



静岡県認定農業者協会



静岡県農業青年クラブ



静岡県農業法人協会



静岡県農業参入法人研究会



静岡県稲作研究会

1 これまでの実施状況等

平成 28 年 4 月～12 月末現在の借受実績は 334 h a です。1,000 h a の借受を目標に今年度は、すべての市町での取組をお願いしています。また、借受のない市町も対応をよろしくお願いします。

≪ 市町村別の借受け実績 ≫ (H28 年度分は 28 年 12 月末時点)

市町名	借受面積 ha		市町名	借受面積 ha		市町名	借受面積 ha	
	H28 年度分	H27 年度末累計		H28 年度分	H27 年度末累計		H28 年度分	H27 年度末累計
下田市	0	0	長泉町	1.6	0.7	牧之原市	14.4	4.6
東伊豆町	0	3.7	三島市	12.9	9.0	吉田町	3.1	2.2
河津町	0	0	函南町	1.8	3.4	磐田市	19.4	4.8
西伊豆町	0	0	御殿場市	0	11.6	袋井市	2.4	10.0
南伊豆町	0	1.9	小山町	2.0	2.0	森町	0	6.1
松崎町	0	1.4	富士市	37.6	16.1	掛川市	68.2	85.3
伊東市	0	0	富士宮市	22.9	38.8	菊川市	0	121.8
熱海市	0	0	静岡市	34.0	56.3	御前崎市	3.1	0.8
伊豆市	0	0	島田市	1.7	9.0	浜松市	73.3	83.6
伊豆の国市	1.3	0	焼津市	3.0	5.8	湖西市	0	0.1
沼津市	24.6	15.2	藤枝市	1.5	0	合計	334.7	495.4
裾野市	1.0	1.2	川根本町	5.0	0			

2 利用状況調査に係る遊休農地の扱い

(1) 平成 27 年度までの利用状況調査

《農地法 35 条第 1 項に基づく通知とその対応》

利用意向調査により農地中間管理事業の利用意向のあった遊休農地は、面積で 1,208ha ありました。機構(農業振興公社)では、受け手との協議中などの遊休農地以外の 1,201ha を公社のホームページに掲載し受け手を募集しています。受け手が見つれば通常の農地中間管理事業の手続きで貸し借りを進めます。(平成 29 年 1 月 17 日時点)

農業委員会数	農業委員会からの通知		農業振興公社ホームページ掲載		備考
	筆数	面積 (㎡)	筆数	面積 (㎡)	
県下 32 市町	22, 274	12, 086, 188	22, 165	12, 010, 083	

(2) 平成 28 年度利用状況調査に係る遊休農地の情報提供等の扱い

平成 28 年度の利用状況調査に係る遊休農地の扱いは、下記のようなスケジュールを想定していますので、よろしくお願ひします。

項目・時期等	内容等
・利用意向調査を発出後	・すみやかに農地中間管理機構へ情報提供 ※この時点の情報提供は農地の所在、地目等の基礎情報でも可
・H29 年 1 月末	・利用意向調査の回答期限
・H29 年 3 月末	・情報提供の補正 (機構を利用する旨の意志表示がない農地) ※情報提供用様式に基づいて全てを記載し写真を添付して情報提供
・農地法第 35 条第 1 項による通知	・機構を利用する旨の意志表示がある農地

3 賃借料の支払い

平成 28 年度分の農地中間管理事業の賃借料について、受け手の皆様への請求は 12 月 12 日に口座振替でいただきました。また、出し手に対する賃料の支払いは 12 月 20 日に振込をさせていただいたところです。この賃料の支払いについて全て農地中間管理機構である農業振興公社が責任を持って行うので、出し手の地主あるいは受け手の農業者にとって、煩わしい手間が省かれます。そのことが農地中間管理事業の大きなメリットともなっています。

なお、今回の賃料の支払いは、平成 28 年 9 月 30 日までに賃貸借をされている方が対象となります。

《平成 28 年分の賃借料》

	対象者数	面積	賃料支払い額		対象者数	面積	借地料金額
出し手	1, 814 人	430. 0ha	39, 301, 115 円	受け手	360 人	417. 0ha	33, 080, 286 円

注) 出し手への支払い額は賃料から手数料等を差引いた金額。受け手からの借地料徴収額は借地料に手数料等を加えた金額

4 果樹園の農地流動化対策

現状、本県での樹園地(果樹園、茶園)における農地中間管理事業の活用は、低い状況にあります。例えば 27 年度末までに農地中間管理事業の実績は約 500ha ですが、その内の樹園地は 70ha で全体の比率は約 15%です。本県の農地比率で言うと、樹園地は全体の 42%を占めることから、樹園地の農地流動化が喫緊の課題となっています。国段階においても、樹園地の流動化を強力に進めるために、「果樹園地の担い手への集積と改植等の推進」の通知が出され、次のような指導がされました。

- 1) 産地協議会への農地中間管理機構の参画
- 2) 産地協議会における農業者情報の整理と人・農地プランの作成・見直し
- 3) 機構と産地協議会が連携した果樹産地の集積の推進
- 4) 果樹経営体の法人化の推進

本県では、柑橘以外のものも含めると 20 の果樹産地協議会があります。機構である農業振興公社としては、できる限り多くの産地協議会に参画し果樹園の集積・集約化を支援してまいります。

5 農地耕作条件改善事業

農地耕作条件改善事業は、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を推進するもので、借り手が使い勝手を良くするための国庫補助事業です。具体的には次のような場合に農地耕作条件改善事業を活用できます。

(例)

- コンバイン等をもっと効率的に使えるように、畦畔を除去し大区画の水田にしたい。
- 乗用型摘採機を使えるように、区画を拡大し、農作業道や枕地等を整備したい。
- 露地野菜や果樹等を栽培したいので、暗渠排水を整備したい。
- 農作業道の更新や新設をしたい。
- 夏場のかん水労力を軽減するために、スプリンクラーを設置したい。
- 農業用排水施設が老朽化しているので、更新したい。
- 条件整備と併せて、高収益作物への転換を図りたい。

(1) 農地耕作条件改善事業の採択要件

- ① 農業振興地域農用地区域内(青地)のうち、農地中間管理事業の重点実施区域、又は重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域
- ② 総事業費 200 万円以上
- ③ 受益者数 2 者以上(借り手以外に地主が 2 者以上であれば可)

(2) 補助率等

- ① 補助率など : 定額補助と定率補助(補助率 1/2 以内)がある。
- ② 申請時期 : 事業実施年度に入ってから採択申請が可能
- ③ 申請ルート : 事業主体から県を通じて国に申請することを原則
- ④ 優先採択 : 農地中間管理機構(農業振興公社)が事業主体となるもの

(3) 農地耕作条件改善事業の事業種類と助成内容

《定額助成》

工種	条件	表土扱い	水路変更	定額助成単価 (請負工事の場合)
田(畑)の 区画拡大	10cm 越の高低差	有	無	12.5 万円/10a
			有	25 万円/10a
	10cm 以下の高低差	無	無	5.5 万円/10a
			有	17.5 万円/10a
	畦畔除去のみ	無	無	3 万円/100m
暗渠排水	バックホウ	有	-	15 万円/10a
		無	-	14.5 万円/10a
	トレンチャー	無	-	10 万円/10a
	掘削同時埋設	無	-	7.5 万円/10a
末端かんがい 施設	普通畑	-	-	15.5 万円/10a
	樹園地	-	-	24.5 万円/10a
客土	耕土深 15cm 以下	-	-	11.5 万円/10a
用水路の更新	-	-	-	9.5 万円/10m
排水路の更新	-	-	-	14.5 万円/10m
農作業道の更新	幅員 4m 以上	-	-	9.5 万円/10m
高収益作物への 転換	受益地の 1/4 以上を高収益作物に転換する場合。農業者 15 者以上			300 万円 ～ 500 万円

《定率助成》1/2 以内

事業種類
① 農業用排水施設
② 暗渠排水(大規模の場合)
③ 土層改良
④ 区画整理
⑤ 農作業道(新設・更新)
⑥ 農地造成
⑦ 農用地の保全
⑧ 営農環境整備支援
⑨ 管理省力化支援
⑩ 品質向上対策
⑪ 地形図作成等の条件改善促進
⑫ 高収益作物導入支援
⑬ 指導

※ 平成 29 年度の耕作放棄地解消事業は 200 万円未満が対象となり、200 万円以上の場合は農地耕作条件改善事業のメニューで対応する予定です。事業実施主体は農業者だけでなく、農地中間管理機構である農業振興公社も事業主体になることができますので、お問い合わせ願えればと思います。

6 全国の活動事例

地域人材の活用による遊休農地の解消 《青森県弘前市農業委員会》

さる1月30日、グランシップで耕作放棄地再生・活用シンポジウムが開催され、その中で青森県弘前市農業委員会から、「地域人材の活用による遊休農地の解消」のテーマで講演がありました。

弘前市農業委員会では、遊休農地の指導等対策を進めるためには、市内農地面積を農業委員数で割ると、農業委員1人当たりの面積が300haになり、とても農業委員だけでは目が行き届かないということになりました。そこで、新たに「農地利用支援隊」という組織を立ち上げました。支援隊の人数は190人で地元農業者、JA職員等で構成されています。業務内容は、農地所有者の意向把握、農地集積に関する調整及び同意取得等です。

弘前市はリンゴの大産地で樹園地の比率が高く、農地中間管理事業の実績があまり高くないということですが、今後、農地利用支援隊の活躍が期待されているところです。本県でも、このような地元農業者が主体となった組織が誕生し、農地集積に関する調整及び同意取得等が進み、農地中間管理事業の一層の推進が図られればと思います。

7 地域の動き

区画拡大により農地集積を促進（富士市富士東部）

富士東部土地改良区の受益地312haは農地中間管理事業の重点実施区域に設定され、土地改良区が中心となって、担い手への農地集積を進めています。

しかし、本地域の水田は大区画ではないため担い手農家が借りやすい農地になっていません。

今回、農地中間管理事業を活用して7名の担い手に450aを集積し、農地耕作条件改善事業により田の区画拡大を施工し、担い手の農地集積・作業の効率化を進めています。この成果をもとに更に農地集積を推進できればと思います。

- ・ 中間管理権設定：4.5 ha H28年1月～10年間
- ・ 受け手：7人、H28年3月1日～



《畦畔除去による区画拡大》

(農地中間管理事業に関するお問合せ先)

農地中間管理機構（公益社団法人 静岡県農業振興公社） s-kikou@shizuoka-nk.or.jp					
本社	農地集積課	電話	054-250-8989	〒420-0853	静岡市葵区追手町9番18号 静岡中央ビル7階
		FAX	054-250-8993		
駐在	東部駐在	電話	055-924-3993	〒410-0055	沼津市高島本町1-3 東部農林事務所企画経営課内
		FAX	055-924-3994		
	中部駐在	電話	054-646-2122	〒426-0075	藤枝市瀬戸新屋362の1 志太榛原農林事務所企画経営課内
		FAX	054-646-2123		
西部駐在	電話	0538-35-1335	〒438-8558	磐田市見付3599の4 中遠農林事務所企画経営課内	
	FAX	0538-35-1336			

「静岡県」と「農地中間」で検索!!

静岡県 農地中間

検索